

伊方原発運転差止請求控訴事件
令和7年（ネ）第172号
控訴人 須藤 昭 男 外 380名
被控訴人 四国電力株式会社

弁護士 東 内 只 中 大
弁護士 翔 樹 靖 典 子
弁護士 成 宏 陽
弁護士 山 野 野 河

伊方原発運転差止訴訟控訴審
準備書面（1）（答弁書に対する反論）
2026年7月14日から 抜粋

5

準備書面（1）

（答弁書に対する反論）

5

2026（令和8）年7月14日

高松高等裁判所第2部 御中

10

控訴人ら訴訟代理人弁護士 薦 東 高 今 中 中 谷 山 定 足 端 橋 山 高 南
夫 一 之 章 太 二 仁 史 人 一 真 司 吾 介 人
伸 俊 義 正 創 英 和 剛 吉 修 貴 尚 雄 拓
田 田 川 川 尾 脇 口 者 立 野 本 本 丸

15

20

25

目次

第1章 司法判断の在り方について(原審・争点1)	7
第1 判断枠組みに係る主張(1項)に対する反論	7
1 安全確保に係る裁量の範囲は狭いこと	7
2 基準の不合理性と人格権侵害の具体的危険の関係	13
3 考慮すべき科学的知見について	18
4 判断過程統制型審査に関する原判決の不合理性について	24
第2 原規委に係る主張(2項)に対する反論	28
1 法の趣旨のとおりの人選がなされていないことが問題であること	28
2 科学的知見の採否の選択に関する裁量は認められないこと	31
3 浜岡原発データ改ざん問題で明らかになった原規委の資質・能力の欠落	31
第3 主張立証責任に係る主張(3項)に対する反論	39
1 被控訴人の主張は原判決すら採用しないものであること	39
2 被控訴人の主張も場当たり的であること	40
第4 原子力発電所の必要性・公益性に係る主張(4項)に対する反論	40
1 論理的不整合に対する反論はなされていないこと	40
2 原発における比較衡量の在り方	41
3 本件原発が必要性・公益性を欠くこと	42
第5 その他の主張(5項)に対する反論	42
1 令和元年火山ガイドは平成25年火山ガイドと内容に変更がないと の点	42
2 令和2年設置変更許可について	43
第2章 地震に係る安全の欠如(原審・争点3)	45
第1 はじめに	45

第2 基準地震動の変遷	45
第3 強震動学による地震動予測	47
第4 基準地震動が平均像であること	47
第5 ばらつきの考慮	48
第6 他の構造物の耐震性との比較	49
第7 基準地震動超過事例	51
第8 中央構造線の震源断層	51
第9 エアガンの音波探査結果の解釈	53
1 原判決の判断の欠落	53
2 欠落している箇所の具体的部分	54
3 小括	57
第10 三次元探査	57
第11 中央構造線の震源断層の位置	59
第12 中央構造線の震源断層の傾斜角	60
第13 中央構造線の地震による危険の問題と判断	63
第14 南海トラフの巨大地震	63
第15 制御棒の挿入性	64
第16 平成27年処分との関係	64
第17 結論	65
第3章 火山事象に係る安全の欠如(原審・争点4)	67
第1 火山に関する司法審査のうち1つの大きな問題点	67
第2 巨大噴火に係る主張(1項)に対する反論	68
1 マグマ溜まりの探査に係る主張(1)に対し	68
2 鬼界カルデラ地下のマグマ溜まりに関する新知見	78
3 火山ガイドに係る主張(2)に対し	91
第3 阿蘇4火砕流の到達可能性評価に係る主張(2項)に対する反論	103

1	阿蘇 4 火砕流の到達可能性は具体的危険と無関係であるかのような主張について	103
2	地形的障害について	105
3	佐田岬半島における痕跡について	111
4	TITAN2D によるシミュレーションについて	112
第 4 章	降下火砕物の影響評価に係る主張（3 項）に対する反論	113
1	火山ガイドの合理性に係る主張	113
2	基準適合判断の合理性に係る主張	121
第 5 章	火山事象に対する非保守性は福島第一原発事故以前における地震・津波に対する非保守性と類似していること	130
第 4 章	避難計画に係る安全の欠如（原審・争点 1 1）	132
第 1 「1	避難計画の不備のみを理由に差止請求が認められるべきであるとの主張について」に対する反論	132
1	高度の蓋然性を要求すべきではないこと	132
2	被控訴人の主張は深層防護における各防護階層の独立性を否定し、その実質的内容を失わせるものである	132
3	第 5 防護階層の存在と第 4 防護階層からの独立性とは別問題	133
4	各防護階層が独立して有効に機能することが不可欠	134
5	第 5 層の防護措置が原子力災害から住民の生命・身体を保護するため不可欠であること	135
6	水戸地裁判決について	137
7	その他の裁判例	141
8	基準適合施設での原子力事故という歴史的事実を踏まえた法的判断の必要性	141
9	事故発生可能性を前提とする避難計画審査の必要性	142
10	船舶・航空機の安全規制が示す事故発生可能性を前提とした防護措置	

の必要性	143
第2 「2 伊方地域の緊急時対応に係る主張について」に対する反論	143
1 「伊方地域の避難に係る主張について」について	143
2 被控訴人の屋内退避に関する主張は複合災害時における実効性という本質的争点に答えていないこと	155
3 被控訴人の主張は制度論に終始しUPZ外の避難必要性を否定する根拠とならないこと	163
4 被控訴人の安定ヨウ素剤事前配布に関する主張は適時服用の実効性という本質的問題に答えていないこと	165
5 被控訴人の反論は個別条件への批判に終始し、本質的争点を逸らすものである	168
6 事故想定についての被控訴人の主張は深層防護に反していること	169
7 控訴人清水あや子について	171
第3 まとめ	172
15	

第1章 司法判断の在り方について(原審・争点1)

第1 判断枠組みに係る主張(1項)に対する反論

1 安全確保に係る裁量の範囲は狭いこと

(1) 被控訴人の主張の概要

5 被控訴人は、我が国の法制度として、原発の安全性に関する審査の基礎となる基準の策定や、原発に求められる安全性の具体的水準も含めて原子力規制委員会(以下「原規委」という。)の合理的な判断(専門技術的裁量)に委ねているという新規制基準の考え方を引用し、これを踏まえた原判決は合理性を有するから、控訴人らの主張には理由がないなどと反論している(答弁書・3頁)。

10

(2) 控訴人らの主張に対する反論になっていないこと

しかし、これは、新規制基準の考え方を無批判に引用するだけのものであって、原子力規制庁(以下「原規庁」という。)が訴訟対策のために作成した新規制基準の考え方(国による準備書面程度の意味しかない)自体が不合理であることにつ
15 いて、具体的事実を踏まえて摘示する控訴人らの主張に対する反論には全くなっ
ていない。

(3) 原発に求められる高度の安全と原規委の裁量の範囲

20 原発に高度の安全確保が求められるべきことは原判決も認めているとおりであるが(232～233頁)、控訴理由書にも記載したとおり、原判決は、そのように認定しながらも、原規委に広範な裁量を認めている点で不合理(竜頭蛇尾)である。高度の安全を求める以上、原規委に認められるべき裁量の範囲は相当狭いものと考えなければならない¹。1991(平成3)年当時でさえ、安全か否かは
一義的、客観的に決まる問題であって、常に最良の学説を選択して科学的に正し

¹ 控訴理由書第1部第4・2項(2)(54頁以下)で詳述。

い判断をしなければならないといった議論がされていた（甲４７９・６５２～６５３頁）。福島第一原発事故後にこれが修正され、原規委に広汎な裁量を与える合理的理由は存在しない。

5 福島第一原発事故後の司法判断が安全神話に陥らないようにするためには、原規委の判断について、どのような場合に裁量の逸脱・濫用があると判断されるのか、基準が不合理ないし基準適合判断が不合理と判断されるのかの具体的な規範を定立しなければならない。司法がこの点を示せなければ、結局のところ、原規委の判断に盲従することにつながり、司法が安全神話を作り出すことにつながってしまう。それでは国民が信頼できる司法とはいえない。

10 被控訴人は、原規委の判断に委ねられていると主張するばかりで、このような実質的な主張に対して全く反論していない。この点に関する主張のやり取りを避けているといわざるを得ない。

15 (4) 原規委に安全の水準に関する裁量は認められないか、認められるとしても極めて狭いものであること

ア 安全基準から「規制基準」へと名称を変更した趣旨

被控訴人は、原規委の策定する基準や審査について、くり返し「原規委がその付与された権限に基づいて策定した安全性の基準」とか、「原発の安全性に関する審査」などと述べているが、原規委の基準は安全性の基準ではなく、あくまでも
20 「規制」基準である²。原規委自身が、「基準さえ満たせば安全であるという誤解を呼ぶ」として「安全基準」から「規制基準」と名称を変更したのである。

原規委は、科学的な観点から許可のための規制基準を策定し、これに適合するか否かを判断しているにすぎず、原発が安全かどうかについては判断していない。

したがって、新規制基準の考え方にいうような、原発に求められる安全性の具

² 控訴理由書第１部第４・３項(1)（５８頁）記載のとおり。

体的水準も含めて原規委の合理的な判断（専門技術的裁量）に委ねているなどというのは実態に反するものというほかない。

イ 科学者による「踏み越え」

- 5 (ア) 原規委には自然科学および工学の専門家しかおらず、安全か否かを判断すべき人文社会科学の専門家がい³ない。この自然科学と人文社会科学の関係については原審の準備書面（72）第4及び準備書面（86）第3において、科学技術社会論（STS）に関わる問題として詳述した。

10 新しい科学技術の導入や規制に関する政策形成や司法判断の歴史を振りかえってみると、そこには『餅は餅屋』が通用しなかった事例集があり、原発震災はそうした負の経験の際たるものである（甲475・788頁）。

15 人類の活動によるCO₂の増加が地球温暖化の原因であることが反論の余地なく立証されたところには、人類は滅亡寸前かもしれないのと同じように、原発についても、安全か危険かに関する科学論争が終結するのは、深刻な事故が発生した後かもしれない。そのため、当面の間正解が得られない問題であっても、どのように対処を行うのかを考えることが重要なのである（甲476・8頁）。

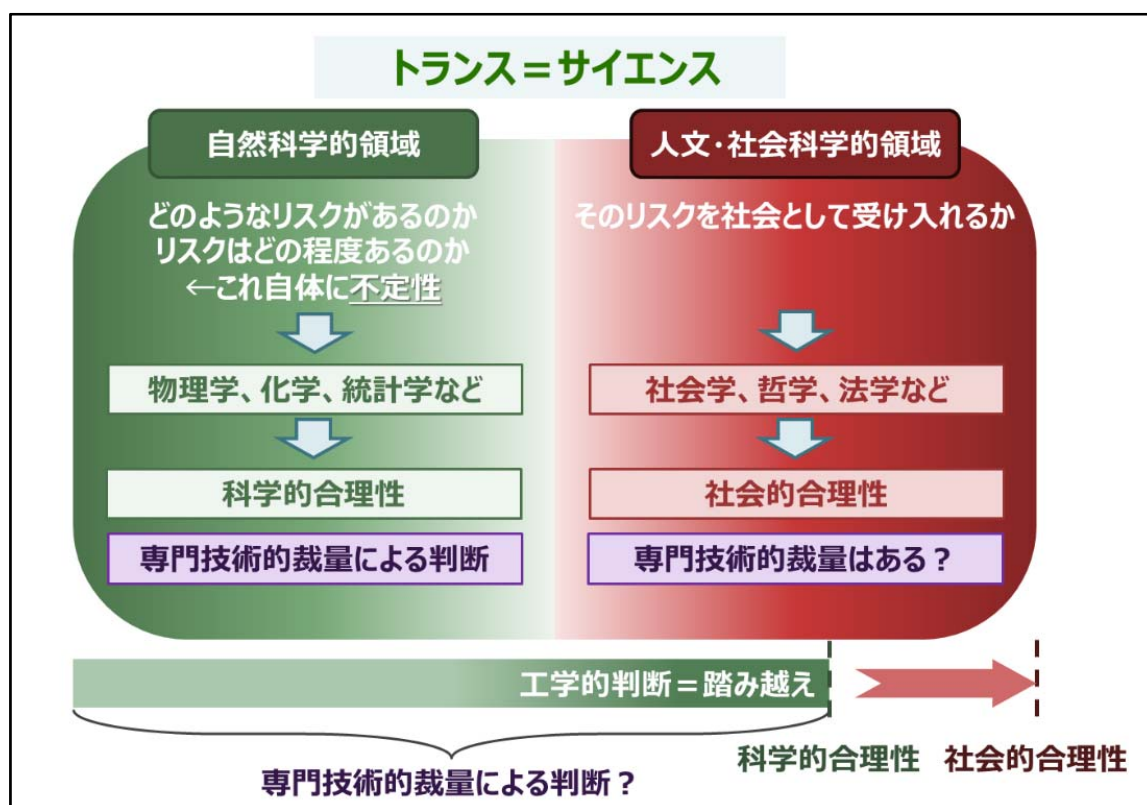
20 (イ) STS研究者の一人である平田光司氏は、このように科学の不定性が大きい分野については、精度の高い「科学的判断」ではなく「科学的類推」が行われているに過ぎないという。そして、このような科学的類推には、確からしさの感覚も含めて科学者ごとに異なり、意識的ないし無意識的に科学以外の要素（価値観、社会的利害、経済的利害、文化）が入ってしまうと指摘している（甲476・13頁）。

(ウ) 同じくSTS研究者である尾内隆之氏及び本堂毅氏は、科学者が、科学の適用

³ 平成27年処分のあった2015（平成27）年7月15日時点で、原子力工学3名、地震学1名及び放射線医学1名。

限界（科学的妥当性判断）を踏み越えて、自らの価値観や利害に基づいて、社会・公共の問題についてまで判断してしまう（公共的妥当性判断）、いわゆる「踏み越え」の危険を指摘する（甲４７４・８９０頁）。

この踏み越えの例として、「工学的判断」が挙げられている。「極めて低い確率の事故や故障は、『工学的判断』においてはしばしば無視しうるものとみなされ」てきたが、「その判断のなかみは明確に言語化されてきたわけではなく、現場主義的な『専門家としての相場感覚』のようなもの」である。「原発の安全性評価に関する『割り切り』は、工学者が彼ら独自の『相場感覚』で社会の意思決定を代行してしまったものであり、「ここには、社会的判断に依拠した意思決定とすべき論点でありながら、その『代行』を当然と見て疑わない無自覚が存在する」のである（甲４７４・８９１頁。司法審査図表１）。



司法審査図表１ トランス＝サイエンス⁴と「踏み越え」としての「工学的判断」

⁴ 科学に関わる問題であっても、科学的に明確な答えが得られない領域をいう。

第2章 地震に係る安全の欠如(原審・争点3)

第1 はじめに

控訴人らが控訴理由書で述べた①申請時のガル数を650ガルとし、新規制基準が新耐震指針よりも厳格なものとなっているとした原判決の誤り、②地震学の歴史、③強震計、④地震学の限界、⑤中央構造線と濃尾地震との対比、⑥松田時彦「活断層」の記述内容、⑦伊方1号炉の設置許可申請書に中央構造線についての記載がなく、伊方2号炉及び3号炉の設置変更許可申請書には中央構造線についての記載はあるものの活断層ではないとしたこと、ならびに⑧伊方1～3号炉の設計・基準地震動の変遷自体について、被控訴人の反論はなく、これらの点について、被控訴人に異論はないものと思われる。

それを前提として、以下、答弁書に反論する。

第2 基準地震動の変遷

被控訴人は、基準地震動の変遷について、「基準地震動は最新の知見、科学技術等に基づく評価手法を用いて策定するものであり、各時点における被控訴人による地震動評価や基準地震動が同じではないことが示すのは、過去の評価が過小評価であったことではなく、地震動の評価手法が絶えず発展・高度化してきた中で被控訴人が不断に保守性を高めてきたということである」と主張している。

しかし、被控訴人の基準地震動の変遷は、過小評価の歴史そのものであり、これを「過去の評価が過小評価であったことではない」とするのは居直りに過ぎない。

また、被控訴人は、基準地震動の変遷は、「地震動の評価手法が絶えず発展・高度化してきた」からだと言いたいようだが、その内容については全く言及しておらず、被控訴人のこの主張は詭弁以外のなにものでもない。

被控訴人の基準地震動の変遷は、中央構造線の存在や活動性を無視した結果であることは歴然としており、中央構造線の存在や活動性を否定できなくなった結

果、当初の 200ガルからその 3.25 倍に当たる 650ガルにまで次々に引き上げてきたのである。

陳述書（乙D342）に、中央構造線断層帯が活断層であることは専門家の共通認識であるとした松崎証人は、「伊方原発沖の中央構造線が活断層であると分かったのはいつか」との問いに結局答えることが出来なかった（松崎証人調書 121～253項）。そして、松崎証人は、1973年発行の東海大学出版会の「中央構造線」（甲926）に伊方原発沖の中央構造線が点線で表示されて活断層と推定され（松崎証人調書195～199項）、1975年の電中研の緒方の調査で伊予灘の海底活断層の存在が明らかにされ（同172項、173項、193項、212項）、1980年発行の東京大学出版会の「日本の活断層」（甲927）に伊予灘海底断層の記載がある（同185～192項）にもかかわらず、1984年の伊方3号炉の設置変更許可申請書では「更新世末期以降の活動が見られない」と記載され（同226～228項）、小川光明ほか「伊予灘北東部における中央構造線海底活断層の完新世活動」（甲95）で、被控訴人が1984年に行った伊予灘の調査について、「調査で用いた音波探査機はスパーカーであり、沖積層中の細かな構造を議論するには不適當である」とされている（240～245項）こと等について曖昧模糊とした証言に終始した。

被控訴人は、伊方3号炉の設置変更許可の際、敷地前面海域の断層群（中央構造線）の長さ25kmの区間で断層が動いた場合を想定して S_2 を473ガルとしたが、今では、被控訴人も中央構造線が480km連動して動く場合を想定しているにもかかわらず、僅か177ガルアップしただけの650ガルの基準地震動で伊方3号炉を運転している。日本最大の活断層である中央構造線の直近に設置されているのに、全国の原発の基準地震動に比して明らかに低い僅か650ガルの基準地震動で、果たして伊方3号炉の安全が保たれるのかというのが、本訴の核心である。

第3 強震動学による地震動予測

被控訴人は、「しかしながら、原子力発電所の耐震設計において求められているのは、寸分違わぬような不確実性の伴わない地震動予測を行うことではなく、地震学・強震動学の不確実性を考慮して十分に保守的な地震動評価を行うことである」と主張している。

被控訴人の上記主張は、被控訴人の主張に普遍的な詭弁の典型例に他ならない。

控訴人らは、「寸分違わぬような不確実性の伴わない地震動予測を行うこと」を求めている訳ではなく、「地震学・強震動学の不確実性を考慮して十分に保守的な地震動評価を行うこと」を求めているのであるが、被控訴人の基準地震動の策定が、「地震学・強震動学の不確実性を考慮して十分に保守的な地震動評価を行」っていないから、伊方3号炉の耐震性が保たれていないと主張しているのである。問題をすり替えてもらっては困る。

被控訴人は、「詳細な地質等に係る調査、最新の知見等を踏まえた上で、地震動評価に不確実さが残ることを織り込み、様々な不確かさを考慮することで適切に基準地震動 Ss を策定している」と主張しているが、控訴人らは、「詳細な地質等に係る調査」が行われていないし、「最新の知見等を踏まえ」ていないし、「様々な不確かさを考慮すること」が行われていないことを問題にしているのである。被控訴人がこれを自覚していないとすれば、被控訴人には原発という超危険施設を設置、運転する資格がないのではないか。

第4 基準地震動が平均像であること

被控訴人は、愛媛新聞の記事（甲428）における入倉発言を「基準地震動が平均像であると述べたものではな」と主張している。

しかし、上記記事の入倉発言は、「基準地震動は計算で出た一番大きな揺れの値のように思われることがあるが、そうではない。（四電が原規委に提出した）資料を見る限り、570ガルじゃないといけないという根拠はなく、もうちょっと大

きくても良い。(応力降下量は) 評価に最も影響を与える値で、(四電が不確かさを考慮して) 1.5 倍にしているが、これに明確な根拠はない。570ガルはあくまで目安値。私は科学的な式を使って計算方法を提案してきたが、これは平均像を求めるもの。平均からずれた地震はいくらでもあり、観測そのものが間違っていることもある。基準地震動は出来るだけ余裕をもって決めた方が安心だが、それは経営判断だ。四電は570ガルに関して原子炉建屋や、配管など数千～1万ヵ所をチェックした。基準地震動を上げれば設備を全て調べ直さなければならぬので大変だろう。」というものであり、「基準地震動は計算で出た一番大きな揺れの値のように思われることがあるが、そうではない」、当時の伊方3号炉の基準地震動570ガルを挙げて、「あくまで目安値」「計算方法を提案してきたが、これは平均像を求めるもの。」「平均からずれた地震はいくらでもあり」「基準地震動は出来るだけ余裕をもって決めた方が安心だが、それは経営判断だ」とまで述べているのであって、被控訴人の上記主張に理由はない。その後、恐らく原発事業者からクレームをつけられたであろう入倉がこの発言を他の記事で修正したとしても、愛媛新聞の上記記事内容を取り消すことは出来ない。

被控訴人も認めるように、スケーリング則等が平均像を求めるものであることは公知の事実であり、被控訴人が仮に保守的な基本震源モデルを設定したとしても、被控訴人が設定した基準地震動は決して最大の地震動ではない。入倉が、「基準地震動は計算で出た一番大きな揺れの値のように思われることがあるが、そうではない。」と言うとおりのことである。

第5 ばらつきの考慮

被控訴人は、「敷地ごとに震源を特定して策定する地震動評価において、全く異なる手法である震源を特定せず策定する地震動の標準応答スペクトルにおいて考慮されたばらつきの幅を採用しなければならない理由はない」と主張している。

震源を特定して策定する地震動も、震源を特定せず策定する地震動も、正確な

予測は不可能であり、実際に地震が起きてみないと分からない現状であることは、被控訴人も認める筈である。そのような不確かな将来予測について、絶対に事故を起こしてはいけない原発の基準地震動の策定において、超過確率を σ の約 16%ではなく、せめて 2σ の 2.3%にすべきことは、震源を特定して策定する地震動も震源を特定せず策定する地震動も同じであり、震源を特定して策定する地震動に限り超過確率は σ の約 16%で良いということにはならない筈である。被控訴人が、上述したように「地震学・強震動学の不確実性を考慮して十分に保守的な地震動評価を行うこと」を目指すのであれば、せめて 2σ の 2.3%にすべきではないか。被控訴人の主張は、ここでも、総論と各論とが整合していない。

被控訴人は、森証人の証言に依拠したかのような主張をしているが、森証人は被控訴人が主張するような証言をしておらず、被控訴人の主張は、ここでも恣意的である。

結局、ばらつきを考慮しないことは、司法審査図表 6 の具体的判断基準のうち、**㊦①**要考慮事項の不考慮に該当し、裁量の逸脱・濫用が認められるというべきである。

第 6 他の構造物の耐震性との比較

被控訴人は、「控訴人らの主張が、建設地点の差異、あるいは比較している地震動の意味等を何ら踏まえないものであって、基本的な条件を揃えないままに比較して耐震性の優劣を論じても意味がない」「当該構造物の耐震性を論じる上で適切でない地震動指標を用いて比較している点、設計用地震動と実耐力という異なるものを比較している点についても不適切である」「内容を検討することもなく、『最大級』『最強』といった言葉の語感だけに基づく比較に何ら意味はない」と主張している。

しかし、控訴人らは、活断層のないところにも建築されるハウスメーカーの家でさえ 5 1 1 5 ガルに耐えられる家を実現しているのに我が国最大の活断層であ

る中央構造線の直近に設置された伊方3号炉の基準地震動が650ガルでは耐震性が足りないのではないかと主張し、鉄道構造物について「中央構造線などの大規模な内陸活断層などが存在する地点の近傍が該当する可能性がある」とされるL2地震動について2200ガルが想定されている上に、短周期成分が卓越したL2地震動について4000ガルが想定されているのに、伊方3号炉の基準地震動650ガルでは足りないのではないかと主張しているが、被控訴人は全くこれに答えていない。実耐力と設計耐力とは異なり実耐力の方が大きいとする原判決に対しては、伊方3号炉の実耐力は実験によって証明されておらず伊方原発の実耐力が設計耐力よりも大きいというのは証明された事実ではないことは控訴理由書で述べた通りであるが、被控訴人はこれに反論できていない。また、ダム指針等（甲212、甲214）では、ダムの耐震性能について、「最大級の強さを持つ地震動として定義されたレベル2地震動を設定し」「既往最大Mから想定Mにしなければならない」とされているのに、伊方3号炉では地震の平均像しか想定していないのは問題ではないかと主張しているものであって、決して語感だけに基づく比較をしている訳ではない。

また、被控訴人は、繰り返し地震について、「本件発電所の敷地に基準地震動Ssクラスの地震動を到達させる地震が繰り返し発生することは地震発生のメカニズムに照らしてそもそも考え難い」と主張している。

しかし、2016年4月14日21時26分に発生した熊本地震では益城町において震度7の揺れが観測され、同月16日1時25分に発生した地震により再び益城町で震度7の揺れが観測された事実を否定することは出来ない。繰り返し地震は「そもそも考え難い」として、繰り返し地震動を想定していない伊方3号炉の不備を繕うことは出来ないのである。

結局、他の構造物の耐震性との比較や繰り返しの揺れを考慮しないことは、司法審査図表6の具体的判断基準のうち、㊦㊱要考慮事項の不考慮に該当し、裁量の逸脱・濫用が認められるというべきである。

第 7 基準地震動超過事例

被控訴人は、「基準地震動を超過した事例は、地震動評価に影響を与える地域特性をはじめとする自然的立地条件の把握が十分でなかったために基準地震動を上
5 回ったものである」「基準地震動を超過した発電所と本件発電所では自然的立地条件等が大きく異なるのであるから、おのずと想定される地震及びそれに伴う地震動も異なるのであって、他の発電所において基準地震動を超過したからと言って、そのことから本件発電所においても基準地震動 S_s を超過する可能性があるということにはならない」と主張している。

10 しかし、我が国最大の活断層である中央構造線の存在や活動性を否定した伊方3号炉こそ「自然的立地条件の把握が十分でなかった」原発の代表ではないか。かつて中央構造線の存在や活動性を否定したばかりか、否定しきれなくなって伊方
15 原発沖の中央構造線が活断層であることを認めたものの、未だに、必要な調査を怠ったまま、その位置を伊方原発から一番遠い8 km先に取り、南傾斜の逆断層を想定していない伊方3号炉こそ、「自然的立地条件の把握が十分でなかった」ために地震による事故が避けられないのではないかと大いに危惧されるのである。

第 8 中央構造線の震源断層

被控訴人は、「海上音波探査に加え、文献調査、地形調査、地質調査、地球物理
20 学的調査等の多様かつ詳細な調査によって得た情報も踏まえて、中央構造線断層帯の性状を適切に把握している」と主張している。

しかし、伊方原発沖の中央構造線の震源断層の調査が出来ていないことは、被
控訴人側の証人も認めるところであり（奥村証人調書16～18項、170～1
72項。松崎証人調書254～256項）、原判決も「海上音波探査の探査能力か
25 らすれば、上記探査の結果のみから直ちに震源断層を把握することは困難である」と判示している（283頁）。にもかかわらず、原判決が、「（海上音波）探査の結

果のみから直ちに震源断層を把握することは困難ではあるが、被告は、海上音波探査の結果のほか、文献調査、海底地形調査及び地球物理学的調査等の結果を踏まえ、変動地形学、地震学及び地球物理学の各科学的観点からの検討を加えるなどして、震源断層の性状を評価しており、被告はエアガン探査の結果のみによって震源断層の傾斜角を鉛直と評価しているわけではない」としている(283頁)ことこそが問題なのである(原判決のいう、文献調査、海底地形調査、地球物理学的調査や変動地形学、地震学及び地球物理学の各科学的観点からの検討によって、一体何が分かるというのか)という批判が、そのまま被控訴人の上記主張に当て嵌まる。

10 被控訴人は、阿部意見書(乙D373)を引用して、三波川変成岩類や領家花こう岩類は内部が物質的にほぼ均質であることからエアガンの容量を増大させたとしても断層を含む内部構造をとらえることは困難であると主張しているが、上記阿部意見書は、「このような内部構造を示さない地層(例えば硬い岩盤など)は音響基盤と呼ばれ、その上面をシグナル(真の反射面)と解釈できます。ただし、
15 そのような岩盤などの中でも、音源の種類や強さによっては音波が通過し、岩盤中に物性差があれば反射面は生じ得ます」としているのであって、被控訴人の上記主張は阿部意見書を誤用した不適切極まりない主張に過ぎない。

被控訴人は、奥村証人が大容量の音波探査、三次元探査で、断層を境として物性差が小さい高角な横ずれ断層が明らかとなった例を知らないと言明したとして
20 いるが、奥村証人は、そもそも「三次元探査がどのくらいの分解能なのか存じ上げない」と証言しており、奥村証人が知らないからといって、大容量の三次元探査の有用性が否定できるわけでもない。

被控訴人は、「中央構造線断層帯の長期評価において、四国東部で大規模な震源を用いた反射法地震探査によって深度数十kmまでの構造を評価した結果を踏まえ
25 てもなお中央構造線断層帯の深部の傾斜角について中角度と高角度の両論を併記していることを鑑みれば(甲430(31～33頁))、大容量の音源を用いた探

査を行ったとしても、その結果のみによって、震源断層全体の性状を的確にとらえることは困難である」と主張しているが、被控訴人のこの主張も正しくない。上記調査（Ito et al. (2009)）によって、「中央構造線は地殻全体を中角度で断ち切る大規模な断層であることが明瞭になった」とされ、中央構造線の断層深部の傾斜角を中角度とする一つの根拠とされている。上記調査は、それなりの成果を上げており、しかも被控訴人主張の鉛直（高角）を否定するものであるから、伊方原発沖の中央構造線においても、同様の大容量の調査を、三次元探査として行うべきであり、それが出来るのに「震源断層全体の性状を的確にとらえることは困難である」等と言って調査をしないことこそが大問題なのである。

10 被控訴人は、「中央構造線断層帯の震源断層の性状を把握するために十分な調査を尽くしており」と主張しているが、大容量の三次元探査もボーリング調査も行わないで、よくこんなことが言えたものだと言った口が塞がらない。

海上音波探査等のいくつかの調査によって、震源断層の有無や性状を把握できるかのように考えている点、三次元探査やボーリング調査を実施しないで震源断層の有無や性状を把握できるかのように考えている点は、司法審査図表6の具体的判断基準のうち、㊦前提となる事実の誤認ないし下山基準Ⅱ iii 違反(㊦❶違反)に該当する。裁量の逸脱・濫用が認められるというべきである。

第9 エアガンの音波探査結果の解釈

20 1 原判決の判断の欠落

被控訴人は、被控訴人の解釈が恣意的であるという岡村教授の見解について、「具体的な科学技術的根拠に基づくものではなく、岡村氏自身にはそう見えるというものに過ぎない」と主張しているが、岡村教授は、伊方原発沖の中央構造線が活断層であることを明らかにした、海上音波探査の専門家であるから、「科学技術的根拠に基づくものではない」等といった簡単に排斥できるものではない筈である。

(1) 1996年「3次元反射法地震探査による断層の地下構造調査」(甲865)

兵庫県南部地震により地表に出現した断層周辺において、副断層・枝断層などを含めた地下構造形態を明らかにするために、3次元反射法地震探査による調査・解析を行い、断層面の地下構造を把握する調査手法として、3次元反射法地震探査の適用が有効であることが分かったとしている。

(2) 2006年「三次元反射法地震探査技術の進展がもたらす地質学、特に堆積学分野へのインパクト」(甲863)

「堆積学分野にとって三次元地震探査技術が画期的でパワフルな解析ツールであるということである。地下地質状況が可視化でき定量化が可能であるということは、今までそれを推測することを主としてきた堆積学にとって画期的であると同時に、新たな概念と手法を与えるものである。今後の三次元地震探査技術の進展は、堆積学の視点を変え、地球表層ダイナミクスの解明になくてはならない手段の一つになるであろう」としている。

(3) 2007年「三次元地震探査の有用性について」(甲864)

「日本には多数の活断層が存在し、その多くの性状がよく知られていないというのが現状である。活断層は、比較的小規模でも、我々の生活を脅かす直下型地震の原因になり得る。阪神淡路の例を挙げるまでもなく、そのような地震は多大な被害を引き起こすが、原子力発電所のような重要建造物がひとたび地震被害を受けるとその影響は多岐にわたり、大変深刻なものとなる。従って、いかに精度よく活断層を抽出するかは非常に重要な問題である」として、原発も念頭に置いた上で、三次元地下探査の有用性と必要性を論じている。

(4) 2008年「地盤調査の為に三次元反射法地震探査による詳細地質解析」(甲866)

「二次元反射法地震探査は、調査の目的や対象深度を問わず、ボーリング孔間の地質及び地質構造を補間することを目的として実施されてきた。しかし、二次元反射法地震探査によって得られる情報は、測線直下の地質情報に限られ、面的な連続性に関しては推定の域を出ないのが実情である」として、青森県六ヶ所村
5 において、三次元反射法地震探査を構造物を対象とした地質構造の解析に適用し、三次元探査の有効性が確認されている。

(5) 2016年「浅海用高分解能三次元音波探査システムの開発とそれによる
駿河湾北部沿岸海域の活断層調査」(甲867)

10 活断層評価のさらなる進展の為に、断層端部、屈曲部及び不連続部の三次元構造、ならびに横ずれ変位量等を明らかにしなければならないとして、浅海用高分解能三次元音波探査システムを開発し、それにより駿河湾北部沿岸海域の活断層調査を行い、横ずれ断層の多様なイメージングと各反射面の地質年代を明らかにすることによって活断層の横ずれ成分についての活動性評価が可能になったと
15 している。

(6) 2018年「超高分解能三次元地震探査(UHR3D) - 日奈久断層帯海域部における実施例」(甲868)

20 2016年4月に発生した熊本地震で活動した日奈久断層帯の八代海への海域延長部を対象として2017年2月に行った調査報告であり、UHR3Dはトレンチ調査が極めて困難である海域部での横ずれ断層の調査において非常に有効的な手段となるとしている。

25 (7) 2020年「高分解能三次元地震探査システム実証試験(別府湾での調査例)」(甲869)

別府湾において9日間調査を行い、高分解能三次元地震探査システムが、地下

の三次元的な断層位置、分布形状および変位量分布の詳細な理解に有効であったとしている。

(8) 「小型高分解能三次元音波探査システム」(甲 8 7 0)

5 被控訴人が調査を依頼している「総合地質調査株式会社」の業務案内であるが、同社は小型高分解能三次元音波探査システムを有しており、同社に依頼して伊方原発沖の三次元探査をすることが出来るのに、被控訴人はそれを行っていないのである。

10 3 小括

このように、被控訴人は、実施可能な三次元探査をしないで、エアガンの音波探査結果を恣意的に解釈して、伊方原発に影響が一番少ないよう基準地震動を過小に策定しているのである。司法審査図表 6 の具体的判断基準のうち、下山基準 V に違反 (㊟違反) する。

15

第 10 三次元探査

被控訴人は、新規制基準は、三次元地盤構造の設定を求めているものの三次元探査の実施を必須のものとして求めているものではないと主張している。

20 しかし、三次元地盤構造を設定するためには、三次元探査が有効であり、これを実施しなくて良いというのは被控訴人の言い逃れに過ぎない。三次元探査の有用性は上述したとおりであり、三次元探査により正確な三次元地盤構造を設定できることは疑いのない事実なのであるから、三次元地盤構造を設定するために、三次元探査を行うべきことは明白である。三次元探査に要する日数や費用も大したものではなく、被控訴人が三次元探査を行うデメリットは何もない。被控訴人は、二次元探査等によって活断層の有無を判断するための十分なデータが得られ」
25 と主張している(被控訴人が依拠する阿部意見書(乙 D 3 7 3)も活断層の「有

無」についての記述に過ぎない）が、被控訴人も引用する地質ガイドの海上音波探査マニュアル（乙E25）は、「原子力発電所の立地の際の調査としてもっとも重要な点は、震源又は波源として考慮する活断層や、これに関連する活構造を見逃さないことである」としているように、活断層の有無が分かれば足りるわけではない。上述した「エアガンの音波探査結果の解釈」の問題は、三次元探査を行うことによって解釈の余地なく一目瞭然となるのであるから、三次元探査を行い、活断層が、被控訴人主張のように北側の方に傾斜しているのか、それとも岡村教授が指摘するように南側に傾斜しているのかを明らかにすべきである。これを怠った被控訴人の調査不備は明白である。中央構造線が480キロにわたって連動する可能性のある活断層であることを認めざるを得なくなった被控訴人は、その後、必要な調査を怠り、中央構造線の地震の影響が伊方3号炉に少なくなるように基準地震動を策定しているのである。

被控訴人は、中央構造線断層帯付近では地下構造が成層かつ均質でないことを認めたものの、未だに、敷地及び敷地周辺の地下構造は成層かつ均質であると主張し、三次元地下探査を行っていない。しかし、被控訴人が如何なる調査を行った結果か不明である被控訴人作成の地質断面図を見ても成層かつ均質でないことは芦田証人の証言によって明らかであり（証人調書18～22項）、敷地及び敷地周辺の地下構造について、三次元探査を行っていない被控訴人の調査が設置許可基準規則の解釈別記2等に違反することは明白である。

被控訴人は、阿部意見書が震源断層のパラメータ設定に必要な調査についても述べているとして、阿部意見書が震源断層の位置や傾斜角を意識したものではないという主張に反論しているが、阿部意見書の震源断層のパラメータ設定に必要な調査についての記述は、耐震バックチェックの際の2009年の審査の際の認識について述べたものに過ぎず（乙D373・14頁）、その記述内容からしても、震源断層の位置や傾斜角を意識したものでなく、被控訴人の上記反論は的外れである。

三次元探査を実施しないで三次元地盤構造を適切に設定できるかのように考えている点は、司法審査図表 6 の具体的判断基準のうち、㊦前提となる事実の誤認に該当する。裁量の逸脱・濫用が認められるというべきである。

5 第 11 中央構造線の震源断層の位置

被控訴人は、「本件発電所の敷地沖合の約 5 ～ 8 km の海底付近に分布する複数の活断層は、地下深部に向かうにつれ、沖合約 8 km の地点に収斂しており、その下の硬い岩盤中に震源断層が存在すると推定されることから、震源断層までの距離として、約 8 km と考えることが適切である」と主張している。

10 しかし、「エアガンの音波探査結果の解釈」において述べた通り、「沖合約 8 km の地点に収斂して」いるという被控訴人の解釈は、恣意的な解釈に過ぎず、三次元探査によってその解釈の妥当性を吟味しなければならないのに被控訴人は三次元探査をしていない。

15 三次元探査を行わないで、被控訴人の「解釈」により「推定される」8 km の位置で基準地震動を策定したのでは、その「解釈」や「推定」が外れた場合、基準地震動を超過する地震動が伊方 3 号炉を襲うことは避けられず、地震による原発事故の危険が避けられないことは明白である。

被控訴人の「解釈」や「推定」により、控訴人らの安全が危殆に瀕するようなことが許される筈がない。

20 伊方 3 号炉の運転を停止し、大容量の三次元探査を行って、中央構造線の震源断層の位置を明らかにすべきであり、これがなされないままなされた原規委の処分には、お前提となる事実誤認が存在し、裁量の逸脱・濫用が認められる。

25 因みに、被控訴人は、伊方 3 号炉の沖合 5 ～ 8 km に中央構造線断層帯が位置することを認めているが、アメリカの審査基準では 5 マイル（8 キロ）以内に断層がある場合には原発の立地が認められておらず、我が国の立地審査指針でも大きな事故の誘因となる活断層の直近での原発の立地は認められておらず、伊方 3 号

炉はそもそも立地自体が許されない原発なのである(佐藤証人調書40～50項。
甲157・43頁以下)。

第12 中央構造線の震源断層の傾斜角

5 被控訴人は、「そもそも、中央構造線断層帯が南傾斜で逆断層成分を有する可能性は考えられ」ないと主張しているが、被控訴人が南傾斜80度のケースを考慮している事実を、一体どのように説明するのだろうか。

10 上述したように、伊方原発沖の中央構造線の震源断層の調査が出来ていないことは、被控訴人側の証人も認めるところであり(奥村証人調書16～18項、170～172項。松崎証人調書254～256項)、原判決も「海上音波探査の探査能力からすれば、上記探査の結果のみから直ちに震源断層を把握することは困難である」と判示している(283頁)ところであって、震源断層の調査が出来ていないからこそ、被控訴人は、鉛直を基本ケースとして、北傾斜30度のケースとともに南傾斜80度のケースを想定しているのである。

15 岡村意見書は「横ずれ断層といっても正確に90度の断層は殆どありません」(甲90・7頁)と述べ、野津論文は「横ずれを主体とする断層であっても、実際に地震が起きてみれば、その傾斜角が鉛直と異なる場合もあるという点である。例えば、2016年熊本地震の本震は、右横ずれを主体とする地震でありながら、国土地理院は地殻変動の解析結果に基づいて傾斜角が60度の断層面を、瀬戸・

20 他は強震波形データの解析に基づいて傾斜角が75度の断層面を、Asano&Iwataは強震波形データの解析に基づいて傾斜角が65度の断層面を、それぞれ提案している。これらの結果は、横ずれを主体とする地震であっても、傾斜角が少なくとも60度程度にはなり得ることを示している」(甲408)と述べている。

25 従って、南傾斜について、被控訴人が想定した80度よりも小さな角度である南傾斜60度などのケースを想定しなければならないが、被控訴人は、これを全く想定していないのである(松崎証人は、裁判官の補充尋問に対し、南傾斜80

度を評価しても鉛直と変わらないので南傾斜 80 度の評価はしていないと証言している（松崎証人調書 325～329 項）。

震源断層が近くなる上、上盤効果による被害が想定される、伊方 3 号炉にとってより危険な、南傾斜 60 度などのケースを被控訴人が想定しない理由は何か。

5 基準地震動が 650 ガルよりも大きくなって、被控訴人にとって不利益だから想定していないだけのことである。このような不合理が許される筈がない。

中央構造線の南傾斜・南側隆起について、控訴理由書 132～138 頁に述べた通りであるが、松崎証人も南隆起について認める証言をしている（証人調書 297～300 項）ことを追記しておく。

10 2024 年 1 月 1 日 16 時 10 分、能登半島地震が発生した。マグニチュード 7.6 の地震で、輪島市と志賀町で最大震度 7 を観測した。震源断層は、北東—南西に延びる約 150 km の主として南東傾斜の逆断層とされており、能登半島北部で最大約 4 m 陸地側が隆起した。逆断層の上盤側に位置する各地に甚大な被害をもたらした。この逆断層の地震による陸地側の隆起が、特徴的な能登半島を形成
15 したとされている（原告準備書面（110））。

佐田岬半島は日本で一番長い半島とされ、細長い特徴的な地形となっているが、これは、地下 12 km くらいの深いところで作られた緑色片岩が隆起して形成されたもので、伊方原発はその隆起した緑色片岩の上に建設されている。この隆起は、フィリピン海プレートが沈み込みながらユーラシアプレーを圧迫して地盤を隆起
20 させたと考えられ、伊方原発周辺の地質条件から、中央構造線の断層より南側の地盤がやや高くなっていることは明らかで、南傾斜で南側上がりの逆断層成分を持つ横ずれ断層と考えるべきである（岡村意見書甲 90・7～8 頁）。

中央構造線ではマグニチュード 8 以上の地震が想定され、マグニチュード 7.6 の能登半島地震よりも遥かに大きな地震が起きる恐れがある。能登半島地震では、珠洲市の高屋地区と寺家地区で計画されていた原発が断念され、また志賀原発は運転を停止していたため放射性物質を放出する事故は免れることが出来たが、
25

中央構造線で地震が起きた場合、運転中の伊方原発が放射性物質を放出する大事故を起こすことは避けられない。能登半島地震は、伊方原発に対する自然の警鐘と受け取ることができるが、被控訴人は全く意に介していない。

5 被控訴人は、野津証人の見解を論難しているが、野津証人は、右横ずれ断層であるとともに正断層か逆断層を伴う可能性があるのに被控訴人が逆断層を全く考慮していないことを問題としているのであって、被控訴人の論難は難癖の類に過ぎない。

被控訴人が、「Nishimura and Hashimoto (2006)」(甲 9 8 6) に対し、「追記」とは到底認められない改竄と疑われる改変を加えた事実も、野津証人の指摘する
10 とおりであって、この点における被控訴人の主張にも理由はない。

控訴理由書において Ikeda et al. (2009) (甲 9 8 7) が伊予断層の延長と解釈する南向き約 50 度の逆断層を見出していることを指摘した (137 頁) が、これに対し、被控訴人は、池田ほか(2005) (乙 D 4 0 9) が伊予断層を高角で僅かに北へ傾斜する横ずれ断層として描画していると反論している。控訴人らは伊予断層の延長と解釈する逆断層について主張しているのに、被控訴人は、伊予断層そのものについて主張しているのであって、全く噛み合っておらず、反論になっていない。この点については、野津証人が、明快に証言したとおりであり (証人調書 29～31 項、170 項)、被控訴人の反論は完全な的外れである。
15

原判決は、被控訴人の設置許可申請書に記載のある約 10 万年で 20～25 m
20 隆起したことを鵜呑みにしてその速度は国内で一般的な速度だとしたもので、岡村教授の見解を否定する根拠足りえないことは明白である。

中央構造線の震源断層の傾斜角の点は、信頼できる岡村意見書を踏まえたものになっておらず、控訴理由書 47 頁でまとめた具体的判断基準のうち、下山基準 I ii に反し、㊦㊱要考慮事項の不考慮に該当する。裁量の逸脱・濫用が認められるというべきである。
25

第 13 中央構造線の地震による危険の問題と判断

上述したように、中央構造線の震源断層の位置も傾斜も調査出来ておらず、エアガンの音波探査結果の解釈は分かれており、被控訴人は、大容量の三次元探査やボーリング調査を行っておらず、震源断層の調査が出来ていないのに、震源断層が伊方原発から一番遠い 8 km の位置にあるとし、震源断層が南傾斜 60 度などとなるケースを全く想定していない。これは動かし難い、当事者間に争いのない事実である。

中央構造線の地震による危険の問題は、このように極めてシンプルであり、調査もしないで、伊方原発から一番遠い 8 km の位置にあるとし、南傾斜 60 度などを全く想定しないことが果たして許されるか否かの判断が残されているだけである。

原発事業者御用達の入倉孝次郎が、「基準地震動は出来るだけ余裕をもって決めた方が安心だが、それは経営判断だ」（甲 4 2 8）と言うのは勝手だが、基本的人権を保障することが使命である裁判所が入倉のような判断をすることは絶対に許されない。

中央構造線の存在と活動性を無視した被控訴人が、今また中央構造線を伊方原発から遠ざけ、伊方原発の直下に震源断層が延びるケースを想定しないことが果たして許されるのか。既に実用化されている三次元探査やボーリング調査をしないで、専門家が指摘する危険に向き合おうとしない被控訴人が、控訴人らの不安を無視してこのまま伊方 3 号炉を運転することが許されるのかという判断が求められているのである。しかも、岡村教授、芦田教授、野津氏ら専門家の指摘を無視して良いのかという判断が求められているのである。

第 14 南海トラフの巨大地震

被控訴人は、SPGA モデルは広く実用されていないと主張しているが、SPGA モデルは既に広く実用されている（野津証人調書 158～166 項）ものであり、

被控訴人の主張に理由はない。被控訴人は、SPGA モデルを用いると、被控訴人主張の 181ガルよりも遥かに大きな加速度となってしまうので、旧態依然とした SMGA モデルを使っているに過ぎない。

5 第 15 制御棒の挿入性

被控訴人は、計算により、S 波の到着後に挿入を開始した場合でも評価基準値の時間内に挿入できることを確認していると主張しているが、基準地震動を過小の 650ガルとした上での、正に机上の空論に過ぎず、中央構造線の地震により、制御棒が挿入出来ないまま伊方3号炉が大事故を起こす危険を排除できるものではない。

第 16 平成27年処分との関係

平成25年7月、被控訴人は、原規委に対し、伊方3号炉の設置変更許可申請をし、平成27年7月、原規委は本件平成27年処分をした。

15 しかし、危険施設の設置・稼働について、行政庁の許可は設置・稼働の必要条件ではあっても十分条件ではなく、行政庁の許可を得たというだけで民事法上も違法性が否定されるとは限らない。他方で、行政庁の許可は最低基準であるため、基準が守られない場合は、原則として民事上の違法性が推定される。大塚直・早稻田大学教授も、「行政基準に違反すれば原則として違法だが、行政基準を満たしていてもそれだけで民事上適法というわけではなく民事上違法となりうる」という公害・生活妨害の民事訴訟の一般論が、原発訴訟でも、一応応用可能と思われる（甲200・92頁）。

25 被控訴人は、中央構造線断層帯が伊方原発3号炉沖合5～8kmに位置するとしながら、震源断層は一番遠い8kmに位置するとして、8kmよりも近い位置にある場合を全く考慮しておらず、また、震源断層の傾斜角について北傾斜30度を考慮しながら、南傾斜80度よりも更に原発に近くなる南傾斜60度などの場合を

全く考慮しておらず、岡村教授、芦田教授、野津氏ら専門家の指摘を無視し、3次元地下探査やボーリング調査も行っていない。

平成27年処分は、そのような被控訴人の許可申請を丸呑みしたものであり、これは、司法審査図表6の裁量の逸脱・濫用に関する具体的判断基準のうち、㊦裁量権行使の前提となる事実の誤認がある。また、下山憲治教授が挙げる基準との関係では、基準Ⅰ ii 支持可能な科学的知見の不考慮や、基準Ⅱ iii 保守的な想定でリスク調査やリスク評価に残る不確実性を考慮に入れていない点が多々あり、㊦㊦①要考慮事項の不考慮が存在する。

そのため、原規委の判断は、「疑わしきは安全のために」という基本原則に違反しており、平成27年処分自体が違法であるといわなければならない。

従って、被控訴人の基準地震動の作成は民事上も違法であり、(原発事故の影響を受けうる)潜在的被害者である控訴人らにとって危険(リスク)が受忍せざるを得ないと言える限度にまで低減されているということは出来ず、安全が確保されていない伊方3号炉の運転は差し止められるべきである。

第17 結論

記録に残る我が国最大の内陸地殻内地震である濃尾地震は1891(明治24)年に発生した。我が国初の原発である東海村動力試験炉の稼働は1963(昭和38)年のことなので、濃尾地震が発生したときには原発は存在しなかったし、我が国に原発が建設された以降濃尾地震のようなマグニチュード8クラスの巨大内陸地殻内地震は発生していない。濃尾地震のような巨大地震が発生したときに原発が事故を起こさないか否かは、実際に地震が起きてみないと分からないのが現状である。また、我が国に原発が建設された以降、伊方原発沖の中央構造線のような直近にある巨大な活断層が地震を起こした例はなく、直近の巨大地震が原発にどのような影響をもたらすのかも、実際に地震が起きてみないと分からない。伊方原発沖の中央構造線の地震については記録がないので、これも実際に地震が

起きてみないとどのような地震になるのか分からない。濃尾地震を凌駕するような地震が警告されている中央構造線が伊方3号炉の沖合5～8kmにあるのに、その地震が伊方3号炉にどのような影響を与えるのか、中央構造線の地震が実際に起きてみないと分からないのである。しかも、中央構造線が直近にある故、制御棒の挿入が完了しないまま伊方3号炉が地震動に襲われるが、それでもなお制御棒の挿入が完了できるかも、実際に地震が発生してみないと分からないのである。伊方3号炉は一私企業である被控訴人が設置、運転する原発である。控訴人らは、その私企業の無謀な実験のモルモットの地位に甘んじなければならないのであろうか。

- 10 中央構造線と同じ横ずれ断層である濃尾地震が巨大な断層崖を形成している写真（甲158）を見ると、同様に断層崖の上に立地している伊方原発が大事故を起こす危険を危惧しない訳にはいかないのである。

（第2章、以上）

第3章 火山事象に係る安全の欠如(原審・争点4)

第1 火山に関する司法審査のもう1つの大きな問題点

5 控訴理由書において、原判決の最も重大な問題点を2つ挙げた²³。1つは、いわゆる「伊方の定式」を都合よく改変した点であり、もう1つは、争点4-(1)及び(2)に関し、原規委が策定した安全性の基準が、社会通念上求められる安全性の程度を具体化したものと判示した点であった。

10 本書面で、もう1点、原判決に限らず、近時の裁判例の根本的な不合理性を指摘しておく²⁴。それは、福島第一原発事故後に火山事象に関する規制が行われるようになって以降、気中降下火砕物濃度に関する平成29年火山ガイド改正を除いて、火山事象、特に巨大噴火に係る原発の安全性は何一つ向上していない、ということである。当初、火山事象に関しては、噴火について中長期的予測が困難であるのにこれができるかのような前提に立っている点で火山ガイドが不合理という判断が相次ぎ(火山図表1の黄色)、2つの高裁決定で差止めが認められた(火山図表1の赤色)。

15 ところが、2018(平成30)年3月に原規庁が「基本的な考え方」を公表し、2019(令和元)年12月に火山ガイドが改正されて以降(火山図表1の青色)、安全は全く向上していないにもかかわらず、火山ガイドが不合理という判断すらほとんどなくなってしまったのである。

20 そして、近時の裁判例では、事業者が主張する個々の根拠について住民側の指摘する不合理性が否定できないにもかかわらず、複数の根拠を総合しての判断であるから全体としては合理的であるといったいわゆる「総合的判断論」や、原規委の策定する基準は社会通念を具現化したものなどといった、行政追従、原発推進の論理によって、差止請求を退けるといった「安全神話」が復活しているの

²³ 控訴理由書第3部第1・2項(148頁以下)。

²⁴ 控訴理由書第3部第2・2項(4)でも触れた(168頁以下)。

である。繰り返すが、この間、原発の火山事象に対する安全は全く向上してい
ない、火山学が飛躍的に進んで中長期的予測の精度が向上したということもない。
原規委・原規庁が言いわけのような「基本的な考え方」を公表し、火山ガイドを
改悪した（言葉をいじって帳尻を合わせた）だけである。それだけで、不合理と
5 されていた基準が合理的となり、安全上問題があるとされていた原発の安全が確
保されたことになったのである。裁判所は、この大きな不合理から目を背けず、
批判に耐え得る判断をしなければならない。

H28.4.6	川内原発	福岡高裁宮崎支部決定（即時抗告審）	▶火山ガイドは 不合理 、 社会通念論
H29.3.30	伊方原発	広島地裁決定（仮処分）	▶火山ガイドは 不合理
H29.7.21	伊方原発	松山地裁決定（仮処分）	▶火山ガイドは 不合理
H29.12.13	伊方原発	広島高裁決定（即時抗告審）差止め	▶火山ガイドへの当てはめが不合理
H30.3.20	玄海原発	佐賀地裁決定（仮処分）	
R1.12.17	「巨大噴火に関する基本的な考え方」の公表		
H30.9.25	伊方原発	広島高裁決定（異議審）	▶考え方は火山ガイドと異なる
H30.9.28	伊方原発	大分地裁決定（仮処分）	
H30.11.15	伊方原発	高松高裁決定（即時抗告審）	
H31.3.15	伊方原発	山口地裁岩国支部決定（仮処分）	
R1.6.17	川内原発	福岡地裁判決（行政訴訟）	▶火山ガイドは 不合理 の疑い
R1.7.10	玄海原発	福岡高裁決定（即時抗告審）	
R1.9.25	玄海原発	福岡高裁決定（即時抗告審）	
R1.12.18	火山ガイドの改正（改悪）		
R2.1.17	伊方原発	広島高裁決定（即時抗告審）差止め	▶火山ガイドは 不合理
R3.3.12	玄海原発	佐賀地裁判決	
R3.3.18	伊方原発	広島高裁決定（異議審）	
R6.3.7	伊方原発	大分地裁判決	
R6.5.15	島根原発	松江地裁決定（仮処分）	▶ 総合的判断論 の登場
R7.2.21	川内原発	鹿児島地裁判決	▶原規委の基準は 社会通念を具現化
R7.3.5	伊方原発	広島地裁判決	
R7.3.14	高浜原発	名古屋地裁判決	
R7.3.17	伊方原発	松山地裁判決	
R7.8.27	川内原発	福岡高裁判決（控訴審）	
R8.2.26	伊方原発	山口地裁岩国支部判決	

凡例
 赤色…差止を認容した判決・決定
 黄色…火山ガイドの問題を指摘した判決・決定
 青色…原規委による裁判対策、不合理な判例理論

火山図表1 火山が争点となった裁判例の一覧（控訴理由書火山図表7の改訂）

10

第2 巨大噴火に係る主張（1項）に対する反論

1 マグマ溜まりの探査に係る主張（(1)に対し）

(1) 総合的判断論の不合理性

ア 被控訴人の主張の概要

15

被控訴人は、巨大噴火のポテンシャルの有無に対する評価につき、地球物理学
的手法だけに基づくものではなく、地質学的調査や岩石学的調査など多数の調査
を踏まえて総合的に判断しているのであって、地球物理学的手法の不確実性、ま

してその個々の手法の不確実性を個別に述べても被控訴人の評価の合理性を否定することにはならないなどと反論する（答弁書・41頁）。これは、いわゆる「総合的判断論」（一つ一つの論拠は不確実であっても、総合的に判断するから科学的に妥当な判断ができるという考え方）と呼ばれる主張である。

5

イ 不確実なものを総合しても信頼性は高まらないこと

(ア) これに対し、巽好幸教授は、「各種の物理探査によって、地下のマグマ溜まりの状況を的確に把握できるという前提が誤っていれば、火山影響評価は誤っているということにならざるを得ません」「誤った評価をいくら総合して判断したところで、全体として合理性のある評価にはなりません」などと証言し（甲1187・2頁）、一つ一つの論拠は不確実であっても、総合的に判断するから科学的に妥当な判断ができるという総合的判断論は不合理であるとしている。

(イ) また、仮に、不確実なものを総合することによって巨大噴火のポテンシャルを精度良く把握できるというのであれば、どのような論拠をどのように総合することで信頼性が高まるのか、その具体的な推論の過程が明らかにされなければ、控訴人らには反論のしようがない。「総合的な判断」という名のブラックボックスに入れさえすれば、後は裁判所が総合的判断論によって救済するというような判断枠組みで、原発の安全が確保できるはずがないし、次の福島第一原発事故を防ぐこともできない²⁵。

20

ウ 巨大噴火のポテンシャルを把握することの困難性

(ア) 巨大噴火が差し迫った状態にあるか否か（ポテンシャルがあるか否か）は、簡単に把握できない（ポテンシャルを見誤ることも十分にあり得る）。

この点に関して、藤井敏嗣教授は、モニタリング検討チームの第2回会合にお

²⁵ 控訴理由書第1部第3・6項(2)ウ（41頁）でも簡単に指摘した。

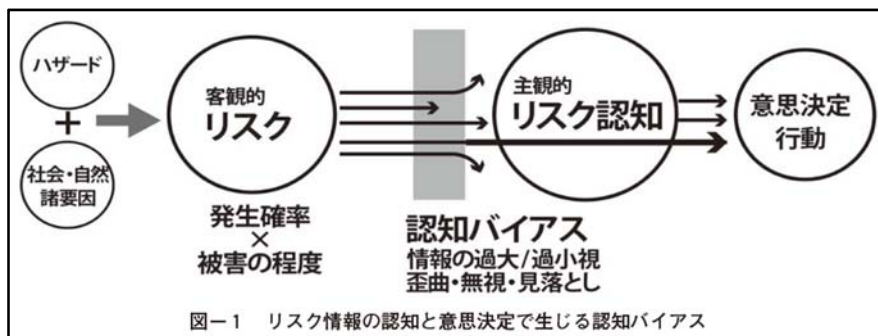
いて、次のように述べている（甲４８９・２７～２８頁）。

巨大噴火の可能性がないという判断は非常に難しいと思いますが、それが差し迫っているかどうかという判断は、これまでも何回かやったことがあるんですね。仏領のグアダループというところで聞き、カルデラ噴火に相当するようなものが迫った時に、国際委員会が設置されて、そこでボートをして、避難させるかどうかと
5 いうことを決めたことがあります。結果的には避難をさせなかったんですが。噴火も大したことにならなかったんですが、一部の研究者は、直ちに巨大噴火に至るといって、フランス国内の世論を二分するような事態になったことがあります。
…（略）…それでもなかなか判断ができないというのが実情です。

10

このように、藤井教授は、噴火が差し迫っているか、ポテンシャルがあるか否かの判断もなかなかできないのが実情と述べているのであり、安易に一部の専門家の見解に依拠して、非安全側の判断を行うべきではない。

(イ) また、このような場合、人間には、正常性バイアス、楽観性バイアス、確証バイアスなどの様々な認知バイアス（偏見）が働き、危険や脅威が迫っていることを示す情報に対して、その異常性を無視ないし過小視し、異常を日常的な正常文脈の範囲内として処理しようとしたり（正常性バイアス）、現在の考えを支持する情報を求め、反証となる証拠の収集を避けようとしたりする（確証バイアス）。このように、客観的なリスクを主観的に認知しようとする際には、不可避免的に、認知バイアスが入り込む（火山図表２参照。甲７８７・１５～１７頁）。
15
20



火山図表２ 甲７８７・１５頁 図-1

第4章 避難計画に係る安全の欠如(原審・争点11)

第1 「1 避難計画の不備のみを理由に差止請求が認められるべきであるとの主張について」に対する反論

1 高度の蓋然性を要求すべきではないこと

5 被控訴人は、ここでも、控訴人らにおいて、「①本件3号炉の運転によって放射性物質が環境中に大量に放出される事態が生じる蓋然性があること、かつ、②その事態による控訴人らの生命、身体への具体的危険が切迫していること」を主張立証すべきと主張する(答弁書・1頁、9頁)。

10 しかし、本書面第1章第1・2項で述べたとおり、①でいう確率論や通説的蓋然性のみでは、事故防止は不可能であり、原発の安全は確保されない。また、原子力災害の特殊性を考慮せず、人格権に基づく妨害予防請求としての運転差止請求の一般的な主張立証の考え方を修正せず、危険性の切迫(②)を差止めの要件とすることは、法の趣旨に反する。

15 2 被控訴人の主張は深層防護における各防護階層の独立性を否定し、その実質的内容を失わせるものである

(1) 被控訴人は、深層防護の考え方における防護レベル(防護階層)の区分と前段否定の趣旨は、あくまでそれぞれの防護レベルの対策の有効性を高めることによって、対策全体による実際の原子炉の安全性を高い水準で確保することにあると主張し、実際の原子炉の安全性を論じる際には、対策全体(深層防護の考え方
20 いえば第1から第5の防護レベルの対策全体)が相補的に作用することを考慮して安全性を評価すべきであると主張する(答弁書・59頁)。

(2) しかし、被控訴人の主張は、深層防護の適用によって原発の安全が確保されているかの評価における基準を、各防護階層が独立して機能するか否かから、防護
25 対策全体として一定の安全が確保されているか否かへと置き換えるものであり、結果として各防護階層の独立性を深層防護の不可欠の要件ではなく、設計上の考

慮事項（設計上の工夫）に矮小化するものである。

すなわち、被控訴人の主張によれば、各防護階層がそれぞれ独立して有効に機能することは必須ではなく、各階層が相互に依存し合うことが許容されることになる。

- 5 (3) しかし、このような考え方は、深層防護の本質と相容れない。

10 深層防護は、「原子力発電所は、炉心に大量の放射性物質を内蔵し、人と環境に対して大きなリスク源が存在し、かつ、どのようなリスクが顕在化するかの不確かさも大きい」（甲 9 6 1・6 4 頁）ことを前提として採用された考え方である。そのため、いずれかの防護階層が機能を喪失した場合であっても事故の進展を防止し、人の生命、身体及び環境を保護できるよう、各防護階層が依存することなく、それぞれ独立して有効に機能することを要求しているのである（甲 9 6 1・6 4 頁）。

15 (4) したがって、各防護階層を相互に依存可能なものとして捉え、その総体として安全性を評価すれば足りるとする被控訴人の主張は、深層防護の中核を成す各防護階層の独立性を放棄するものである。その結果、ある階層の欠陥や機能喪失が他の階層にも波及し、複数の防護階層が同時に機能を失う危険を十分に評価できず、不確実性に対して多重の防護を確保するという深層防護の機能を失わせることになる。

20 (5) 以上のとおり、被控訴人の主張は、深層防護の機能を失わせるものであり、「潜在的被害者にとって、危険（リスク）が受忍せざるを得ない限度にまで低減されている」（控訴理由書・3 0 頁）とは到底いえない。したがって、被控訴人のいう「安全性」は、控訴人らが主張する「安全」ではない。

3 第 5 防護階層の存在と第 4 防護階層からの独立性とは別問題

25 被控訴人は、「原子力災害対策を講じるからといって、その前段の防護レベルの対策に相当する重大事故等対策が有効でないことを示すものではない」と主張す

る（答弁書 69 頁）。

しかし、被控訴人の主張は、控訴人らの主張を正しく理解していない。本項での控訴人らの主張は、第 5 の防護階層（原子力災害対策）が備えられることをもって、第 4 の防護階層（重大事故等対策）の有効性が否定されるとか、第 4 の防護階層に不備があると主張しているのではない。控訴人らの主張は、第 5 の防護階層は、第 4 の防護階層とは独立した防護階層として構成され、それ自体として有効に機能することが求められるという点にある。

したがって、第 5 の防護階層の存在が第 4 の防護階層の有効性を否定するものではないとの被控訴人の指摘は、控訴人らの主張に対する反論となっていない。

10

4 各防護階層が独立して有効に機能することが不可欠

(1) 被控訴人は、「深層防護の考え方において区分した特定の防護レベルの対策の不備のみによって、本件 3 号炉から環境中に大量の放射性物質が放出される蓋然性を示すことはできないから、国内法令が、IAEA の深層防護の考え方を踏まえ、深層防護の第 1 から第 5 の防護階層をそれぞれ確保することによって原子力発電所の安全を図るものとしていることは、本件控訴人らの主張を裏付けるものではない。」と主張する（答弁書・69 頁）。

15

(2) しかし、被控訴人のいう「蓋然性」（通説的・支配的な見解に基づく蓋然性（可能性の高低）（以下同じ。））を要求してしまうと、原発が「安全」（「潜在的被害者にとって、危険（リスク）が受忍せざるを得ない限度にまで低減されている」（控訴理由書・30 頁））とはいえないことは、上述のとおりである。

20

(3) また、被控訴人の主張は、深層防護の考え方と矛盾している。

25

深層防護は、「人と環境に対して大きなリスク源が存在し、かつ、どのようなリスクが顕在化するかについて大きな不確実性が存在することから、不確実さに対処しつつリスクの顕在化を着実に防止するため」に採用された考え方であり、この考え方は我が国の法令及び規制基準にも取り入れられている（甲 961・64

頁～69頁)。

そして、深層防護は、「複数の連続かつ独立したレベルの防護の組合せによって主に実現され、一つの防護レベル又は障壁が機能しなくても、次の防護レベル又は障壁が機能する」とされ、各防護階層が独立して有効に機能すること自体が不可欠の要素とされている(甲961・64頁)。

ところが、被控訴人の主張によれば、ある防護階層が欠落し又は独立して有効に機能しないにもかかわらず、現実には大量の放射性物質の放出について、被控訴人のいう「蓋然性」が立証されない限り安全性は否定されないとするものであり、深層防護の考え方と矛盾している。

10

5 第5層の防護措置が原子力災害から住民の生命・身体を保護するため不可欠であること

(1) 被控訴人の主張の概要

被控訴人は、原子炉等規制法は、放射性物質が大量に環境中へ放出される事態を防止することによって国民の生命、健康及び財産を保護するものであり、その保護は原子力災害対策特別措置法と「相まって」実現されるものではなく、原子力災害対策特別措置法は、原子炉等規制法によって原子力災害の発生を防止した上で、さらに災害発生に備えるための制度であるから、避難計画が原子炉等規制法上の措置と並んで生命・身体を保護するために必要不可欠な措置であるとはいえない旨を主張するものと解される(答弁書・70頁)。

20

(2) 被控訴人の主張は法の趣旨を正解しないものであること

ア しかし、被控訴人の上記主張は、原子力災害から国民の生命・身体を保護するという法の目的を、事故の発生防止という一側面にのみ限定するものであり、深層防護の考え方及び原子力災害対策特別措置法1条の趣旨を正解しないものである。

25

原子力災害対策特別措置法 1 条は、同法が「その他原子力災害の防止に関する法律と相まって」、原子力災害から「国民の生命、身体及び財産を保護することを目的」とすることを定めている。この「相まって」との文言は、原子炉等規制法による事故発生防止措置のみが生命・身体の保護を担うことを意味するものではない。原子力災害から国民を保護するためには、事故の発生を防止する措置のみならず、事故が発生した場合に住民の生命・身体への被害を防止・低減する措置が必要であり、これら各防護措置がそれぞれ独立した機能を有効に果たすことによって、法の目的が達成されることを意味するものである。

イ そもそも、原子力安全における深層防護の考え方は、重大事故の発生を否定するものではない。第 1 層から第 4 層までの防護階層によって異常の発生防止、事故への進展防止及び事故影響の緩和を図る一方、それらの防護措置が機能しない可能性を当然に想定し、第 5 層として、重大事故発生時に住民の生命・身体への影響を低減するための緊急時対応や避難等の防護措置を位置付けている（甲 9 6 1・6 5 頁、6 6 頁）。

このように、第 5 層の防護階層は、第 1 層から第 4 層までの防護措置が万全に機能することを前提とするものではなく、それらが失敗する可能性を制度上当然に想定した上で設けられた、独立した防護階層である。したがって、第 5 層による防護措置は、事故発生後の単なる事後的対応ではない。重大事故が発生した場合において、放射性物質による被ばくから住民の生命・身体を保護するために必要不可欠な安全確保措置である。

ウ 被控訴人の上記主張は、要するに、事故発生の防止が図られる以上、第 5 層の防護措置の不備が人格権侵害につながるものではないというものである。

しかし、深層防護の考え方は、重大事故の発生可能性を排除できないことを前提として、各防護階層を独立して機能させることにより住民の生命・身体を保護するものである。したがって、重大事故の発生可能性を排除することができない以上、第 5 層の防護に不備又は欠落が存在すれば、重大事故が発生した際に住民

4 被控訴人の安定ヨウ素剤事前配布に関する主張は適時服用の実効性という本質的問題に答えていないこと

- 5 (1) 被控訴人は、安定ヨウ素剤は服用時期の適切性が重要であるから、あらゆる住民に対する一律の事前配布は適切ではないと主張する（答弁書・106頁）。

しかし、控訴人らが問題としているのは、事前配布の対象とされていない地域（予防避難エリア、UPZ）において、原発事故発生後において適時の服用が現実
10 に可能かという点である。すなわち、安定ヨウ素剤は放射性ヨウ素の体内摂取の24時間前、体内摂取後の極めて限られた時間内に服用することによって初めて甲状腺被ばくの低減効果を発揮するとされている（乙F82・3頁）。そうすると、地震による原発事故発生時には道路寸断、土砂災害、交通渋滞等の複合災害が想定され、広域にわたる住民に対して適時に配布を完了することは著しく困難である。それにもかかわらず、予防避難エリア及びUPZの住民を事前配布の対象としていない計画は、適時服用の実効性を著しく損なうものである。

- 15 (2) さらに、被控訴人は、「安定ヨウ素剤を服用しなかったからといって、被ばくにより生命、身体が侵害される具体的危険が生じることになるわけでもない」と主張する（答弁書・90頁）。

しかし、放射性ヨウ素による内部被ばく、とりわけ甲状腺への影響については、福島第一原発事故後、福島県において小児甲状腺がんの症例が多数報告され（通常は年間100万人に1～2名程度のところ、福島県では福島第一原発事故後から2026年までに事故当時18歳以下の県民約37万人のうち400名超（甲1224））、通常の統計的発生率との比較において大きな乖離が指摘されるなど、社会的にも重大な関心事項となっている。このような経過に照らしても、被ばく低減措置としての安定ヨウ素剤を適時に服用できる体制の確保は極めて重要である。

- 25 (3) また、被控訴人は、安定ヨウ素剤が甲状腺被ばくの低減に限定された手段であり、万能の防護手段ではない旨を主張する（答弁書・90頁）。

しかし、安定ヨウ素剤は、適時に服用すれば放射性ヨウ素の甲状腺への集積を約90%抑制するという、甲状腺被ばく低減において極めて重要な効果を有するものである。被控訴人の主張は、「万能の防護手段ではない」という極論を持ち出すことによって、自らの計画の不備から目を背けさせようとする、明白な争点のすり替え（本質的な議論の回避）にほかならない。そもそも、被控訴人の当該主張は、本件における争点である「予防避難エリアおよびUPZにおいて、住民が実際に適時服用できる体制が確保されているか否か」という具体的・実質的な問題とは直接関係のない一般論にすぎない。このような抽象的な弁明は、適時服用がもたらす防護効果の意義を何ら否定できるものではなく、現行計画の実効性の欠如を正当化する理由にはなり得ない。

(4) さらに、被控訴人は、PAZが事前配布の対象とされていることをもって、現行計画の合理性や正当性を強調している（答弁書・90頁）。

しかし、この姿勢は防災計画の致命的な欠陥から目を背けるものである。

問題は、PAZが事前配布対象となっていることではなく、同じく防護措置が必要な予防避難エリアやUPZにおいて事前配布が行われていないことの危険性である。

予防避難エリアは半島の先端部に位置しており、その根元に原発が存在するという地理的リスクを抱えている。そのため、同エリアの住民が避難する際には、必然的に原発の至近距離を通り抜けなければならないという特有の困難性を有している。しかも、当該半島は細長く急峻な地形で、避難路となる国道はわずか1本しか存在せず、その大部分が土砂災害警戒区域に多数重複している。

さらに、広範囲にわたるUPZにおいては対象となる住民数が圧倒的に多く、ひとたび複合災害を伴う過酷事故が発生すれば、インフラの寸断や大混乱のなかで住民一人ひとりに安定ヨウ素剤を行き渡らせ、適切なタイミングで適時に服用させることは物理的に不可能である。

避難のハードルが極めて高い半島先端の予防避難エリアを放置し、かつ多くの

人口を抱える UPZ での適時服用の実効性も確保されていないにもかかわらず、
わずか一部地域が配布対象であることをもって現行計画の体裁が整っているかの
ように強弁することは本末転倒である。

- (5) また、被控訴人は、「甲状腺機能亢進症の患者のデータではあるが、放射性ヨウ
5 素に暴露後 24 時間以上経過して安定ヨウ素剤を服用すると、甲状腺に蓄積した
放射性ヨウ素の生物学的半減期を延長させるため有益性よりも有害性が大きくな
る可能性がある。」(乙 F 82・3 頁)を引用して、不適切な時期に安定ヨウ素剤
を服用すると、有益性よりも有害性が大きくなることも指摘されていることを踏
まえば、むやみに事前配布を行うことが有効と言えないと主張する(答弁書・
10 90 頁、被控訴人の原審準備書面(24)・107 頁)。

しかし、被控訴人が引用する知見は、甲状腺機能亢進症の患者を対象としたも
のである。甲状腺機能亢進症では、甲状腺ホルモンが過剰に産生されるため、甲
状腺によるヨウ素の取り込みも通常より活発になっている。このような患者につ
いては、大量のヨウ素を投与する際に特有の医学的配慮が必要となることがある。

- 15 これに対し、甲状腺機能が正常な一般住民は、このような状態にはない。した
がって、甲状腺機能亢進症の患者について得られた知見を、そのまま一般住民に
当てはめることはできない。

しかも、被控訴人が引用する文献自体、「甲状腺機能亢進症の患者のデータでは
あるが」と明記しており、その知見の対象が限定されていることを認めている。

- 20 したがって、この知見を根拠として一般住民に対する安定ヨウ素剤の事前配布の
有効性を否定することはできない。

- (6) 結局のところ、被控訴人の主張は、事前配布のリスク指摘、制度的運用の説明、
及び一般的性質論にとどまり、予防避難エリア及び UPZ において安定ヨウ素剤
を適時に住民へ行き渡らせ、適時に服用させることが可能かという実質的問題に
25 対する具体的検討を欠くものである。

したがって、予防避難エリア及び UPZ を事前配布対象としていない現行計画

は、安定ヨウ素剤の防護効果を現実に発揮させる前提を欠くものであり、その実効性を根拠づけるものではない。

5 被控訴人の反論は個別条件への批判に終始し、本質的争点を逸らすものである

(1) 被控訴人は、上岡証人の避難時被ばくシミュレーションは、前提となる空間放射線量率が明示されていないものの、計算を逆算すると現実には想定し難いほど高い放射線量率や長時間の滞在を前提としており、被ばく量を過大評価していると批判するものである。さらに、空間放射線量と実効線量を同一視し、車両やトンネルによる遮へい効果など実際の被ばく低減要因を考慮していないため、シミュレーション結果は現実的な被ばく評価とはいえないと主張している（答弁書・90～91頁、原審最終準備書面・434～437頁）。

しかし、被控訴人の反論は、控訴人らが指摘する避難計画の実効性の問題を正解するものではなく、シミュレーションの一部の条件設定に拘泥することにより、全体の構造的問題を看過するものである。

(2) まず、控訴人らのシミュレーションは、特定の事故態様の発生を確定的に前提とするものではなく、複合災害時において避難過程が長時間化した場合に、住民が受け得る被ばくの規模を評価し、避難計画の実効性を検証することを目的とするものである。したがって、空間線量率の具体的数値の設定が一定の仮定に基づくものであるとしても、それは評価手法の問題にすぎず、検討の合理性を否定するものではない。

これに対し、被控訴人は、空間線量率や実効線量の換算方法、車両による遮へい効果等の個別要素を取り上げ、それぞれについて過大評価である旨を指摘する。しかし、これらは、避難に要する時間が極めて長時間に及ぶ場合に被ばくが累積的に増大するという構造的帰結を左右するものではない。控訴人らの主張は、特定事故の再現ではなく、避難過程において検査・渋滞・滞留が連鎖した場合のり